

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少の進行などの人口要因や、地縁、血縁を含めた地域のつながりの希薄化などを踏まえ、住民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、社会福祉法第107条に基づき、本計画を策定します。

2 計画内容

高齢者、障害者、子どもなど、福祉分野ごとに策定されてきた個別計画を横断的につなぐ計画として、住民相互の支え合い機能の強化と多様な担い手の育成・参画、住民が地域において安心して暮らすことができる包括的な支援体制の整備などの施策を明示します。

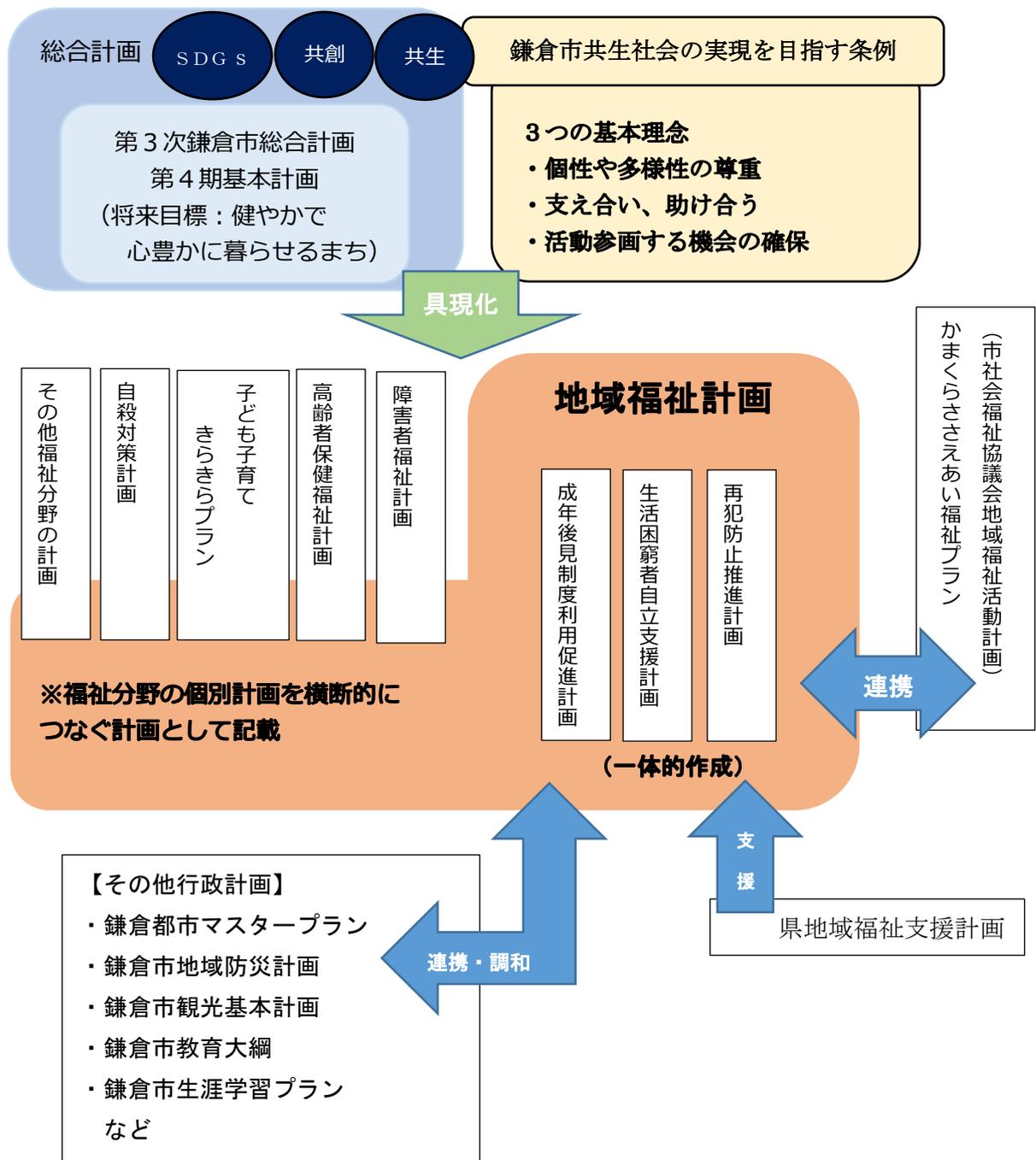
3 計画の基本構成

- (1) 基本理念 地域福祉の推進のため、基本理念を定めます。
- (2) 目標 基本理念を実現するための目標を定めます。
- (3) 施策 目標を達成するための施策を記載するとともに、客観的に検証を行うため、数値目標を設定します。

4 計画の位置付け

- (1) 計画の位置付けとして、総合計画を上位計画とします。また鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の理念を受けつつ、福祉分野の個別計画を横断的につなぎ、さらに市社会福祉協議会策定のかまくらささえあい福祉プランと連携し、地域福祉を推進するための計画とします。
- (2) 地域福祉計画は、以下の項目を記載します。
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤住民に身近な地域における包括的な相談支援体制の整備に関する事項

(計画の位置付け図)



5 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間を計画期間とします。なお、必要に応じて、計画を見直します。

6 計画の策定体制

(1) 鎌倉市地域福祉計画推進委員会

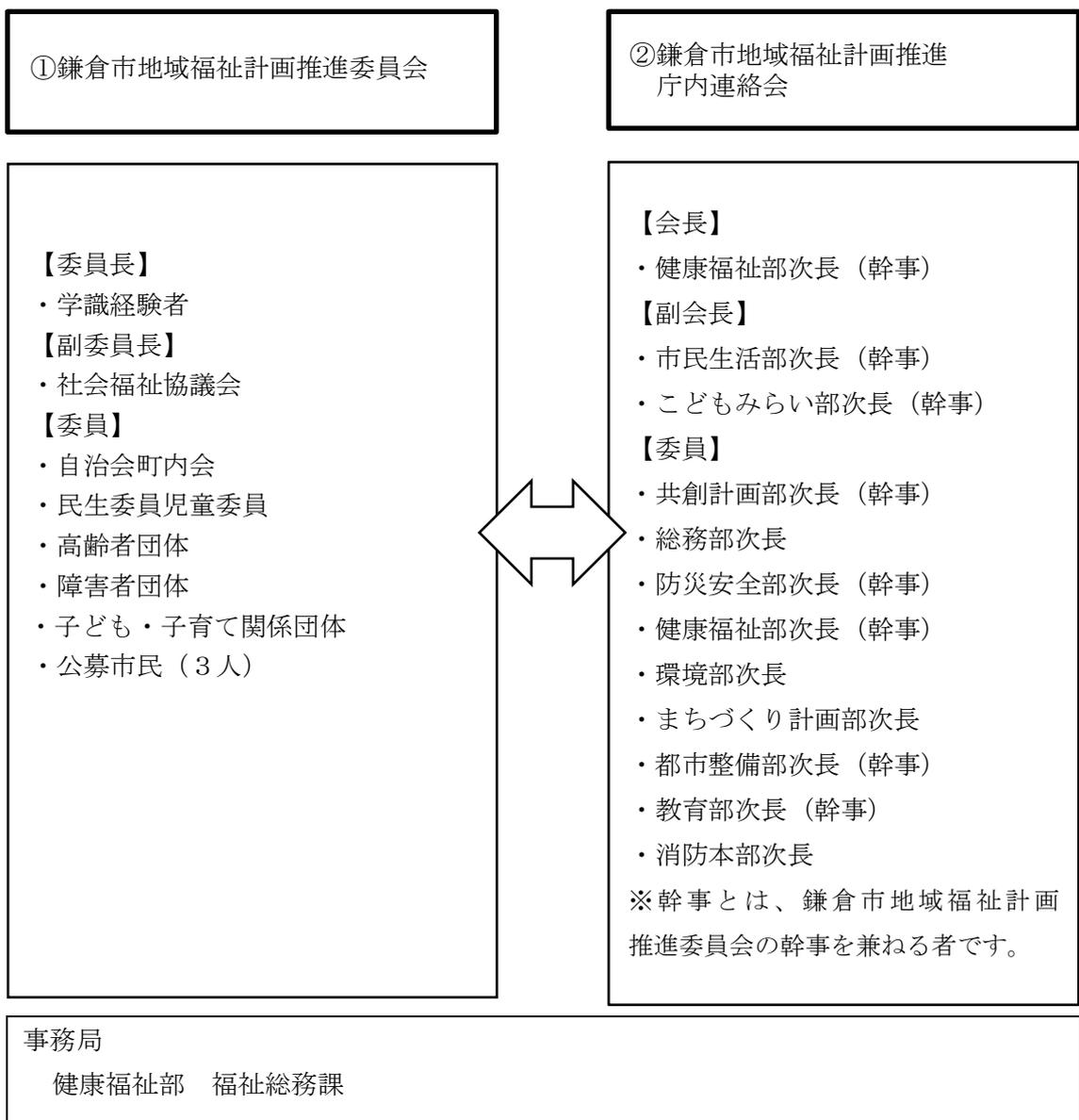
学識経験者、自治会町内会・福祉関係団体等の地域活動団体及び公募による市民で構成する委員会を設置し、地域福祉計画の策定を進めています。

(2) 鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

地域福祉に関連する各部の次長で構成する庁内連絡会を設置し、策定に係る協議を行います。

< 附属機関 >

< 庁内連絡会 >



7 策定スケジュール（令和元年度予定）

| | |
|-----|---|
| 5月 | 24日 第1回地域福祉計画推進委員会 ○策定方針の決定 |
| 6月 | 市民アンケート調査（6月12日～7月2日） |
| 7月 | 地域懇談会（7月31日～8月8日） |
| 8月 | 20日 庁内連絡会 27日 第2回地域福祉計画推進委員会 ○市民アンケート結果、地域懇談会報告、骨子案提示 |
| 9月 | |
| 10月 | |
| 11月 | 15日 第3回地域福祉計画推進委員会 ○計画素案提示 |
| 12月 | パブリックコメント（～1月） |
| 1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | 16日 第4回地域福祉計画推進委員会 計画策定 |

8 資料（根拠法）

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。